

競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年6月6日

福島県北建設事務所長 中川 善則

工 事 番 号	第 25-41310-0096 号
工 事 名	地域振興（公共）工事（天井照明）
質 問 事 項	
<p>1. E-07、08、11、15 図において、『防球カバー既存利用（一部新設）』との図示がありますが、金抜き設計書には明細がありません。新設となる防球カバーは、建築工事にて設置と解釈してよろしいでしょうか。本工事の場合は、変更の対象となりますか。ご指示願います。</p> <p>2. アリーナ部の天井照明器具『m101』の設置台数について、改修前の E-15 図と改修後の E-11 図で器具の開口寸法が異なる箇所が計 20 台分あります。改修前では『m101k』（φ200）の器具が、改修後では『m101』（φ400）の器具に更新となっております。『m101k』の器具を置き換える箇所（計 20 台）は、天井の開口補強（φ600）と防球カバー新設は建築工事の工事範囲と解釈してよろしいですか。本工事の場合は、変更の対象となりますか。ご指示願います。</p> <p>3. E-07、08、11、15 図において、アリーナ部の非常用照明器具『b』は天井直付型と図示がありますが、他の器具『m101』は天井内に設置され天井面には防球カバーが取り付け形（天井面と面一）となっております。また、アリーナ部の天井面はかまぼこ型の傾斜天井となっております。これについては、          ①非常照明器具の姿図（E-07）を参考にすると、器具仕様が「水平天井取付専用」と思われますが、当該天井が傾斜天井のため、非常照明範囲円等の整合は取れているものと解釈してよろしいでしょうか。          また、器具を水平に取付けるための金物等が必要と思われますが、建築工事の工事範囲と解釈してよろしいでしょうか。本工事となる場合は、変更の対象となりますか。ご指示願います。          ②非常照明器具は直付型ですが、防球カバーは不要となりますか。必要となる場合は変更の対象となりますか。ご指示願います。</p> <p>4. E-08 図において、新設照明器具の支持材について、下記の照明器具支持材が図示されていますが、金抜き設計書には明細がありません。新設となる支持材は、建築工事にて設置と解釈してよろしいでしょうか。本工事の場合は、変更の対象となりますか。ご指示願います。          ①新設 LED 照明用          【新設】一般形鋼用吊ボルト支持金具、【新設】吊ボルト M10、【新設】角パイプ用吊りボルト支持金具 角パイプ 75×75 L=750、【新設】PL-4.5 曲げ加工、【新設】吊りボルト振止金具、【新設】ハンガー吊り金具</p>	

②新設 LED 非常灯

【新設】一般形鋼用吊ボルト支持金具 C チャンネル鋼 100×50×1.6 L=2.0m

5. アリーナ部の天井内の施工について、照明器具の撤去・新設や、配線施工などは、図示のローリングタワー足場の高さでは作業不可と思われるので、天井内からのアクセスにて施工可能と解釈してよろしいでしょうか。
6. メインアリーナ部の改修工事について、照明器具の撤去・新設や、配線施工などは、図示されていますが、天井部に存在すると思われる感知器やスピーカー等、他の設備関係の改修工事は図示されておりません。金抜き設計書にも明細はありません。今回の改修工事には該当しないのでしょうか。もしくは別途建築工事に含まれているのでしょうか。または、本工事に追加工事となるのでしょうか。その場合は変更協議の対象となりますか。ご指示願います。

回 答 事 項

1. 建築工事で設置します。
2. 建築工事の範囲となります。
3. ①非常用照明器具は床に対して水平に設置するよう設計しています。  
支持金物等は本工事の範囲であり、「照明器具設置」に含まれています。  
②防球カバーは不要です。
4. 支持材は本工事の範囲となります。  
支持金具等は「照明器具設置」に含まれています。
5. ローリングタワー足場は作業可能な高さとなっています。(別途建築工事)
6. 感知器やスピーカー等は本工事の対象外となります。  
なお、当該設備が施工上支障となる場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条（条件変更等）に基づき協議に応じます。